

注意事項

お申し込みについて

- ①利用される日時より、3ヶ月前からお申し込みを受け付けます。
- ②会館の空き状況についてのご照会は、電話にて承ります。必ずご確認ください。
- ③催物を主催される方、又は主催される方から委任された方がお申込みください。
- ④準備及び後片付けに要する時間も含めてお申込みください。
- ⑤予約時に、催物に関する詳細をお伝えください。
- ⑥お申込みの承諾は、使用許可書の発行をもって行います。
- ⑦使用料は、使用日当日窓口にて、受付にお支払いください。(現金のみ)
※国又は地方公共団体が使用する場合に限り後納が可能です。
- ⑧使用する際に特別の設備を必要とするときは、全て使用者のご負担となります。

使用の取消と変更

- ①使用の許可を受けた後、使用を取消したり、申込みの内容を変更される場合は、速やかに当会館までお申し出ください。
- ②変更によって使用料の増額が生じた場合は、その額を納めていただきます。
- ③下に掲げる期間内に取消しの手続きをされた場合は、使用料をお返し(還付)します。
 - 災害その他の不可抗力により使用できない場合・・・全額
 - 公用又は管理上の都合により使用できない場合・・・全額
 - 各室については、使用日の2日前までに取消し
の届け出をした場合 ……………全額

使用に際して

- 使用者は、開館の施設又は付帯設備等を破損、又は滅失したときは、速やかに報告してください。
- 使用に係るゴミについては、すべてお持ち帰りください。
- 火気厳禁です。
- 騒音、暴力等他人に迷惑のかける行為はしないでください。
- 供用部分を除く許可した場所以外は使用しないでください。
- 各施設の机、イス等の配置は、使用者において行ってください。また、ご使用後は元の位置に戻していただくようお願いいたします。
- 所定の場所以外での喫煙、飲食はできません。館内は全館禁煙となっております。
- 許可なく物品等を展示、販売し、又は印刷物を掲示、配布することはできません。
- その他「亀岡市交流会館条例」及び「同条例施行規則」に定める遵守事項を守ってください。

亀岡市交流会館

〒621-0242 亀岡市宮前町神前長野 15 番地

TEL:0771-26-5001、FAX:0771-26-5002

受付時間:9:00~21:00

休館日:年末年始(12/29~1/3)